

日本テレビ通り沿道協議会の運営について（案）

本協議会は、以下の事項を定め運営を図る。

協議会前

- ・本協議会は一般公開するものとし、傍聴者を募る。
- ・本協議会の開催については、区ホームページにて事前公表する。
- ・傍聴者の申込は電話又はFAX、メールによる事前予約制とし、先着順10名までとする。
- ・傍聴者は、本協議会対象地域の在住・在勤者に限る。
（二番町、四番町、五番町、六番町、麴町三丁目、麴町四丁目、九段北四丁目、九段南四丁目）
- ・申し込みの際は、傍聴者の氏名及び住所、連絡先を確認する。

協議会中

- ・傍聴者の会議中の発言は認めない。
- ・傍聴者には開場の際に意見票を渡し、本協議会の説明や協議事項等に意見があった場合は、記名のうえ意見票に記入する。
- ・意見票は会議中に事務局が回収する。
- ・回収した意見票は本協議会において座長が選別のうえ発表する。なお、記名されていない意見票については無効とする。

協議会后

- ・事務局は速やかに議事要旨を作成し各委員の承諾を得る。
- ・議事要旨及び資料を区ホームページにて原則公開とする。